

19世紀の「主権国家システム」と地租改正

—新たな“問い”と仮説の提示—

玉 真之介*

概要：本論文は、明治政府の「万国対峙」という国際的環境を問い直すことで、地租改正の歴史的意義を再検討する。まず、19世紀中頃を「主権国家システム」とパックス・ブリタニカという“2つの顔”をもった国際関係と特徴づけ、英露対立という国際政治の下での「万国対峙」論の成立と条約改正との関係から、租税国家構築の唯一の道として地租改正の意義を明確にする。最後に、明治政府が地租改正をなぜ急ぎ、なぜ実現できたのか、という新たな問いと仮説的な解答を提示する。

1. はじめに

地租改正をめぐるのは、佐々木寛司、奥田晴樹をはじめとして包括的・多面的な研究が進展し、「地租改正によって、近代的な土地所有関係が制度として確立した」（佐々木、2016：p.359）とする歴史的評価は、ほぼ定まったと言ってよいだろう¹⁾。

ただし、佐々木は、「地租改正の近代的性格、ないしは地租改正後の土地所有を近代的土地所有と理解する趨勢が一般化」（佐々木、2008：p.3）したのは、1990年代以降だと言う。それ以前には、「明治維新は絶対主義の成立であり、したがって、新地租は半封建貢租としての性格を有し、地租改正は農民的土地所有の形式的確認の上に、実質的には地主的土地所有＝半封建的土地所有を創出した」（佐々木、2016：p.387）とする、戦前の「講座派」²⁾的見解を継承する研究が圧倒的だったと言う。

こうした「講座派」系譜の戦後の歴史研究を深谷克己は「戦後歴史学」と呼び、「反封建民主化の責任意識」に根ざし、「進歩主義、発展段階論を基本の視座としている」（深谷、2012：p.17）と特徴づけた。また、社会主義が崩壊した

* たましんのすけ 帝京大学経済学部地域経済学科

1990年代以降、ようやく日本の歴史研究も『戦後歴史学』の呪縛（同：p.24）から自由になったとしたのである³⁾。

こうして、「今日では、地租改正の半封建的性格を云々する理解はほぼ姿を消し、地租改正の性格を近代的なものとして認識することが研究者の共通理解」（佐々木、2008：p.3）になっている⁴⁾。それだけでなく、「この20～30年ほどの間に、地租改正研究は著しい広がりを見せ」（佐々木、2016：p.469）、農地だけでなく市街地や社寺地処分（滝島、2003、2009）、墓地・林野・水利関係・村持地等（北條、1992）、また地域的にも和歌山県や越中・加賀・能登（奥田、2012）、茨城・栃木（佐々木、2016）など、「新たな地平を開拓しつつある」（佐々木、2016：p.469）。

しかし、佐々木の最新研究の紹介には（佐々木、2016：第4編）、かつて丹羽邦男が提起した「国際的契機」という観点⁵⁾を引き継ぐ研究が見当たらない。この観点は、幕末・維新时期における「外圧」の有無という論点とも関係し、地租改正の性格を評価する上で重要であったはずである。その点で佐々木は、『国際的契機』説が得てして陥りがちな『国内的条件』一なかんずく商品経済の発展に基づく地主・小作的分解、『農民経済発展』一の軽視が問題となろう」（同：p.385）と、もともと「国際的契機」に対しては批判的であった⁶⁾。

その一方で奥田晴樹は、「地租改正を起動させた直裁的な背景は、丹羽邦男が遺著で究明した悪質賃問題に淵源する」（奥田、2015：p.76）と、丹羽（1995）が提起した悪質賃問題とそれに続く開明官僚組織の形成を地租改正立法に至る起点に位置付けている（奥田、2001、2004、2015）。とはいえ、この2点（悪質賃問題と開明官僚の形成）のみで、丹羽の「国際的契機」という問題意識を十全に受け止めたことになるのだろうか。というのも、丹羽は、明治政府が進めた「いわば『万国対峙』のための通貨・金融・商業面諸政策」（丹羽、1961：p.15）との関連で地租改正を問題にしたのであって、この観点からすれば、何よりもまず明治政府が対峙した国際関係とは何かが問われねばならないだろう。

それと関連するのが、幕末・維新をめぐる「外圧論争」である⁷⁾。近年、改めてこの論争を振り返った後藤敦史は、研究姿勢の問題として、「このような『1国史の範疇』からいかに脱却するか」（後藤、2017：p.43）が課題であり、「幕末・維新时期という時期区分をいったん相対化し、19世紀中葉といった客観

的、かつ柔軟な時期設定により東アジアを俯瞰する作業が重要であろう」(同：p.44)と述べていた。

この「19世紀中葉」について国際政治学では、次のように特徴付けられている。この頃、「商業および、戦争に関する国家間関係の法典化が進んだのみならず」、「ヨーロッパの国力増加、自然法から実定国際法への転換、国民国家概念の誕生、国際法手続きの制度化等」(岡垣、2003：p.21)が互いに関連して進展した。この内、実定国際法への転換とは、「最も文明化された民族国家社会としてのヨーロッパという排他的概念が生まれ」、「『ヨーロッパ国民国家クラブ』に参入するために、非ヨーロッパ諸国はヨーロッパの『文明国基準』を満たさねばならなくなり」、「この試験に通らない限りは、領土分割、不平等条約、侵略、開港、その他の押し付け行為が行われる」(同)という意味である。

岡垣(2003)は、それをヨーロッパ中心の「主権国家システム」と呼んだ⁸⁾。その点で言えば、安政の5カ国条約は、明らかに不平等条約であり、当時の日本は福沢諭吉が言う「半開」国として、「日本の最大の課題は、近代国際システムに参入し、生き残り」、「主権国家としての地位を確立」することであった(北岡、2018：p.177)。

そうであれば地租改正も、この19世紀の「主権国家システム」への日本の参入という観点から考察してはじめて、その歴史的意義も明確にできるだろう。そこで、本稿は、この19世紀における「近代主権国家」とは何かという問いからはじめて、パックス・ブリタニカにおける日本の位置を確認し、さらに条約改正という明治政府の課題を明確にした上で、租税改革としての地租改正が持つ歴史的意味を考察することにした。

2. 19世紀の主権国家と「王政復古」

1853(嘉永6)年、アメリカ東印度艦隊司令長官ペリーが徳川幕府に受け取らせた大統領の国書には、19世紀に入り「世界の状態は変わっている」とあったという(井上、2009：p.183)。それは、ナポレオン戦争後のウィーン会議(1814-1815年)において、「主権国家」を中心とした国際法秩序(ウィーン規則)が確立され、「万国公法」として国際基準となりつつあることだった(同：p.172)⁹⁾。それこそが、「主権国家システム」である。

では、この西ヨーロッパ起源の「近代主権国家」とは何か。中野剛志は、それを前近代と対比して特徴づける。すなわち、前近代の「政治空間の中では公権力が1つに統一されておらず、複数の権力が多元的に存在し、分立していた」。その結果、「『公』と『私』が未分化だった」（中野、2016：pp.140-141）。幕藩体制も、朝廷と幕府、幕府と藩など、権力は重層的・分権的であった。そのため、琉球や対馬、蝦夷地など、国家の外縁（領域）も明確ではなく、外縁は「辺境」でしかなかった¹⁰。

これに対して近代国家は、「**公的権力の中央集権化・一元化を領土内において実現した国家形態**」（同：p.141、太字は引用者）であり、国家の管轄が及ぶ物理的・空間的範囲としての「領土」によって、「『我々／彼ら』や『友／敵』の区分をする政治的組織」（同）である。したがって、そこでは「『公』と『私』、そして『内』と『外』という領域が明確に分化している」（同：p.140）。これこそが「領域国家＝近代主権国家」（同）にはかならない。

重要なのは、「公」と「私」の区別である。というのも、「強制力の正統な使用を独占するのが『公』であり、それが認められないのが『私』である」（同）。それは公法と私法の分化でもある。地租改正によって確立された土地所有権は、憲法＝公法で守られる権利であるのに対し、私有地の利用をめぐる貸借＝小作制度は、「私人」対「私人」の関係、すなわち民法＝私法の世界である¹¹。だからこそ、実際の小作制度は地域の農業諸条件により実に様々な慣行として存在した。それは、明治以降に行われた「小作慣行調査」で一目瞭然である。

では、近代主権国家は、西ヨーロッパでどのように生まれてきたのか。中野剛志は、ティリー編『西ヨーロッパにおける国民国家の形成』（Teury、1975）から引用して言う。「国家構造を形成する主たる原動力は、戦争である」（同：p.175）。つまり、「国家が戦争を生み、戦争が国家を生む」（中野、2016：p.170）。1754年に始まる七年戦争や、その後のナポレオン戦争（1799-1815年）は、ヨーロッパのほとんどの国を巻き込み、その教訓からウィーン規則（国際法秩序）が確立されたのであった¹²。しかも、それは同時に、一連の戦争の勝者であるイギリス海軍の海上覇権の確立と、イギリス産業の勃興でもあった¹³。ここにパックス・ブリタニカといわれる時代が始まるのである。

このヨーロッパ中心の「主権国家システム」とパックス・ブリタニカという

“2つの顔”を持った国際関係が東アジアに及んできたのが 19 世紀の前半だった。それにより、長く東アジアを支配してきた「東アジア法文明圏」(深谷、2012 : p.53)¹⁴⁾は脆くも崩れ落ち、東アジアは「国際関係からの圧力、とりわけ戦争が、国内の政治構造を形作る」(中野、2016 : p.174) 時代に突入するのである。

1840 (天保 11) 年のアヘン戦争は、徳川幕府に衝撃を与え、攘夷方針を転換させて薪水給与令 (1842 年) を出させた。また、幕府が 1858 (安政 5) 年にアメリカと修好通商条約を締結したのも、駐日アメリカ公使ハリスからアロー号戦争 (1856-1860 年) を例にイギリスとの戦争=敗戦の可能性を誇大に警告されたからであった (加藤、1994 : pp.462-463)。

さらに、薩摩藩が軍制改革により開国路線を確立する契機は、1863 (文久 3) 年の薩英戦争であった (井上、2009 : p.297)。長州藩が攘夷から開国へ転換し、イギリスへ接近して軍備増強を開始する契機も、1864 (元治 1) 年の英蘭仏米列強 4 国による四国連合艦隊下関砲撃事件であった。ここから薩長同盟と大政奉還、明治新政府成立 (1868 年) に至る歴史の歯車が動き出す。「薩英戦争と四国連合艦隊下関砲撃事件は、まさに幕末史の転換点をなした出来事」(同 : p.304) だったのである。

その新政府が目指したものが、ヨーロッパの主権国家をモデルとした「中央集権化・一元化を領土内において実現した国家形態」であったことは言うまでもない。そのために持ち出されたのが「王政復古」という名分であった。つまり、「日本の『近代化』では、1000 年以上の昔まで巻きもどした『一王』時代の力 (論理) が、『国民国家』への転換には必要だった」(深谷、2012 : p.263)。ここで「一王」とは、朝廷と武家政権が並立する「二王」問題の終局的解決、具体的には「公武合体」の拒絶と倒幕であった。

新政府は、「古代律令制において実施された『公地公民制』が、今なお法的に有効である」(同 : p.264) という「王土」論を名分として、旧幕領はもちろん各藩の「領主権を天皇に返納させる版籍奉還を、諸大名に強要した」。「『復古』を名分にするほかに、所領収公を大名らに強制する『近代化』の論理はなかった」(同) からである。つまり、19 世紀の国際基準である「主権国家」確立に向けて、日本の歴史で唯一の中央集権国家=古代律令制が活用されたのである¹⁵⁾。

この過程で見逃せないのは、江戸が「東京」となり、日本の首都となった経

緯である。深谷克己は、その筋書きを書いたのは、イギリス公使のパークスであると言う。新政府の指導者で東京（江戸）を首都にしようと考えていた者は1人もいなかった。「江戸」遷都論の建白書を書いたのは旧幕臣の前島密であるが、彼はイギリス公使パークスの通訳官だった。だから、おそらく前島はパークスから「江戸首都論の示唆を得」（同：p.268）たと深谷は言う。なぜなら、西郷隆盛に江戸城無血開城の圧力をかけたのもパークスだったからである（同）。

その建白書骨子の第1は「蝦夷地開拓が急務であり、蝦夷地を視野に入れば、江戸は帝国の中央となる」（同：p.269）というものであった。ではなぜ、第1項が蝦夷地開拓なのか。確かに、明治政府は1869（明治2）年に開拓使を置き、北海道開拓に予算を振り向けた。そこにはロシアの南下政策への対抗が意識されていたことは間違いない。しかし、19世紀の前半、ロシアと日本は、40年近く「安定」した関係をもっていた（井上、2009：p.119）。むしろ、この時、ロシアのアジア進出に危機感を抱いていたのは、クリミア戦争（1853-1856年）を戦い、中央アジアでも「グレート・ゲーム」（ポップカーク、1992）を展開していた大英帝国にほかならなかった。

その観点に立つなら、明治維新も「英露『両翼国家』の対立という、当時の国際政治の基本構造」（中山、1974：p.15）から見直さねばならないのである。

3. 東アジアにおける英露対決と明治維新

明治維新をめぐるはかつて「外圧論争」が展開された。そして、その一方の代表者は服部之総の説を継承した石井孝である¹⁶⁾。石井は、明治維新の性格を「当時の世界史的段階における外圧の相対的緩和」（石井、1973：p.2）に求めた。その論拠としたのが、イギリス外交政策における「小英国主義」である。具体的には、「1846年の穀物法廃止、49年の航海条例廃止、1840年代から60年代にわたって行われた一連の関税改革など」（同：p.15）の自由貿易政策により、「この60年～70年代は、50年代におけるインドの完全植民地化、中国の一連の侵略と80年代以降におけるアジア・アフリカ地域への進出の中間にある、いわば『外圧の谷間』（同）だったと言うのである。

しかし、「自由貿易、平和主義、自由放任」を唱えたコブデンやブライトなどのマンチェスター派の政治家に代表される「小英国主義」と、現実のイギリス

の植民地政策とは「まったく逆方向に展開した」（秋田、2012：p.104）ことはイギリス帝国研究の共通理解である。すなわち、「19 世紀イギリスの海外膨張をめぐる基本的な戦略は、『可能であれば、非公式支配による貿易を、必要ならば、軍事力による公式の領土併合によって』自由貿易を世界各地に強制すること」（同：p.105）だったのである¹⁷⁾。

1858（安政 5）年の安政 5 개국条約に共通する領事裁判権の承認（治外法権）、関税自主権の欠如、さらに片務的最恵国待遇といった内容は、「幕末・明治初期の日本も、イギリスの非公式帝国に編入された」（同：p.129）証拠であった。さらに、1864（元治 1）年の四国連合艦隊下関砲撃事件が、実は幕府の横浜鎖港方針を阻止し、通商条約を守らせるためにイギリス公使のオールコックが本国の訓令を待たずに仕掛けた砲艦外交であったことを、保谷（2010）は明快に論じている。

しかし、石井の立論にはもう 1 つ、イギリスから見た中国と日本の「市場価値」という有力な論拠があった。すなわち、『地大物博』で人口が日本の十倍以上もある中国が、資本主義列強にとり、日本に比べてはるかに高い魅力をもつのは、あまりにも当然ではないか」（石井、1973：p.21）と。実際、「米国がペリーを日本に派遣するとの情報に接しても、英国は先手を打とうとはせず、ペリーの対日交渉の結果を待つという態度をとっていた」（同：p.22）のである。

確かに、「イギリスの東アジア戦略は、常に中国との関係が重視されたのであって」¹⁸⁾、太平天国の乱など不安定な英清関係から、「日本に対して即時開国を求める必要性は感じられていなかった」（小風、2015：p.48）。この結果、太平洋を横断して中国へ向かう中継地として日本を重視したアメリカが先を越し、1854（嘉永 7）年に日米和親条約が締結された。これに日英約定と翌年の日露和親条約が続くのであった。

しかし、この 1853～54 年に世界は激変していた。すなわち、クリミア半島を舞台に、トルコ（オスマン帝国）と英仏の同盟軍が南下を目指すロシアと戦ったクリミア戦争の勃発である。英仏軍の参戦は 1854 年 3 月 28 日、日米和親条約締結の 3 日前であった。

この「クリミア戦争は、19 世紀ヨーロッパ国際政治史の分水嶺」（中山、1974：p.22）となる。なぜなら、この戦争によって、それまで約 40 年間、ヨーロッパ

の国際政治に平和を保証した「英露両超大国のコンセンサス」(同 : p.1) が崩壊し、以後、「この両超大国の対決が国際政治を規定する基本要因となる」(同) からである。事実、1854 (嘉永 7) 年 10 月に結ばれる日英約定も、イギリス海軍の東印度中国方面司令長官スターリングが、「日本が英露両国に対して等しく中立的態度を取る約束を取り付ける」(小風、2015 : p.52) ためのもので、「まったくクリミア戦争の産物であった」(中山、1974 : p.13) ¹⁹⁾。

クリミア戦争は 1856 年 3 月にロシアの敗北で終結し、パリ条約が調印された。しかし、「英仏対ロシアというヨーロッパ国際政治の基本構造には変わりはない」(同 : p.14)。そればかりか、クリミア戦争の結果、オスマン帝国を頭首とする西アジア・北アフリカのイスラム国際秩序が崩壊し、ヨーロッパ中心の「主権国家システム」がまさに世界を覆うことになった。その結果、中国や日本などの東アジアの国々も、岡垣 (2003) が述べていた「文明国基準」という試験を課されることになったのである。

1856 年 6 月に始まるアロー号戦争も英仏連合軍による清国通商権益の拡大を主目的としたが、同時にロシアの南下政策に対抗したものであり、クリミア戦争からの延長線上にあった。実際、ロシアはクリミア戦争中に黒竜江下流域地域への侵略を開始し、その後は、1858 年 5 月の露清愛琿条約でその北岸全部をロシア領とし、さらに 1860 年 11 月の露清北京条約ではウスリー江東岸の全部をロシア領沿海州としたのである (中山、1974 : p.14)。

その直後の 1861 (文久 1) 年 3 月起きたのが、ロシアによる対馬占領 (ポサドニック号事件) である。この事件の背景には、クリミア戦争を契機にアラスカ経営から手を引き (1867 年にアメリカに売却)、重点を沿海州地域へ移すというロシア殖民政策の転換があった (麓、2005 : p.192) ²⁰⁾。これに対し、前年 12 月に着任したイギリス公使オールコック ²¹⁾ は、イギリス東印度中国方面艦隊司令長官ホープとともに幕府と協議し、ホープが軍艦 2 隻で対馬に向かって「撤退勧告」を行い、ロシアを退去させて占領を半年で終わらせた (麓、2005) ²²⁾。このポサドニック号事件こそ、英露超大国の対立という国際政治の産物であっただけでなく、“日露関係の悪化”と“日英関係の強化”という時代の転換点を示すものにほかならなかった。

それはさらに、パックス・ブリタニカにおける日本の戦略的位置を確定する

ものだった。既述のように、「対馬占拠がロシアの沿海州進出と一体のものであった」(生田、2015 : p.14) からである。つまり、ロシアの沿海州制覇により、英露対決の焦点は中国東北部の満洲となり²³⁾、「満洲をロシアに制圧されてしまえば、中国およびインドにおけるイギリスの権益を損なう恐れが」(小風、2015 : p.57) あった。こうして、「ロシアが満洲進出の足掛かりとして位置付けていたであろうサハリン島付近の監視を含め、特に函館港は戦略的な重要性を見出されていたのであった」(同)²⁴⁾。この英露対決を無視して、石井のように、中国と日本の「市場価値」を別々に比較することはナンセンスなのである²⁵⁾。

下関砲撃事件を主導したオールコックの後任として、上海領事から1865(慶応1)年5月に着任したパークスは、着任早々「自国海軍とともに現地(箱館: 引用者)を訪問し、イギリスの威厳をみせつけようとした」(鶴飼、2004 : p.22)²⁶⁾。さらに翌年5月になるとパークスは、四国連合艦隊を兵庫沖に停泊させ、条約勅許と兵庫開港、さらに「改税約書」の調印を砲艦外交で実現した。こういった一連の流れのなかで、パークスが江戸城無血開城や江戸(東京)遷都のシナリオも書いたとしたら、それはロシアの沿海州・サハリン島支配に続く満洲・蝦夷地への進出を阻止し、中国を中心とした極東の自由貿易市場の確保・拡大を図るといふ、この時点における大英帝国の至上命題によるものだったと言わざるを得ないだろう²⁷⁾。

4. 「万国対峙」論の成立と条約改正

言うまでもなく、明治維新は王政復古(1867、慶応3)と廃藩置県(1871、明治4)という2つのクーデターによって達成された。これにより、個別領主の領知権は完全に否定され、明治新政府が「公的権力の中央集権化・一元化を領土内において実現した国家形態」として立ち現れることとなった。この両クーデターの名分こそ、「万国対峙」であったと言われている(井上、2006 : p.157、p.190)。

しかし、王政復古以前に列強と条約交渉をしていたのは幕府であり、条約締結は「万国並立」を名分に結ばれたのであった²⁸⁾。薩長などの倒幕派はそれを「失政」として、鎖国攘夷に掲げた朝廷を担いでいた。したがって、王政復古の時点で、新政府に「万国対峙」論は方針として成立していなかったのである。

そこで起きたのが神戸事件²⁹⁾であった。それは、戊辰戦争開戦直後の1868年2月4日（慶応4年1月11日）、列強諸国への王政復古通告の前の、列強との外交方針も定まっていない段階での事件だった³⁰⁾。しかし、事件現場近くに居たイギリス公使パークスは憤然として指示を出し、「ただちに列国連合艦隊から陸戦隊が上陸して、神戸の中心部を占拠し、さらに神戸港に停泊していた日本蒸気船を全部抑留するという武力行使に出た」（内山、1983：p.196）のである。

この時の列強公使の抗議には、「全ク文明ノ国ニ於テ有ル可カラザルコト」とあったという（同：p.21）。新政府はあわてて対応を協議し、4日後の2月8日（1月15日）、列強諸国に王政復古を通告して国を代表して全面謝罪し、「万国公法」に基づく事件処理を約束すると共に、国内にも「開国和親」の布告を行ったのであった（高原、2002：p.10）³¹⁾。

つまり、新政府は神戸事件における列強の強大な軍事威圧に接して、「鎖国の旧法を排し、攘夷運動を中止して開国主義に徹することによってのみ、列国の承認をうることができ、列国の承認によってのみ、領土保全、独立維持が可能なこと」（藤村、1970：p.4）を思い知らされたと言える³²⁾。しかし、それは「尊皇攘夷」に結集した攘夷派士族からすれば「重大な変節」にほかならなかった。新政府の列強への通告には、倒幕派が批判してきた幕府締結の諸条約を無条件で継承することも含まれていたのである（同）。

このためこの後も同年3月8日（2月14日）に堺事件、さらに3月23日（2月29日）には天皇の謁見に向かうパークス自身が襲撃を受けた。あわてて謝罪に来た徳大寺実則ほか新政府要人に対してパークスは、「天皇の政府が公の布告を出して、陛下が真に諸外国との親善を望んでおられる旨を国民に周知させる必要があることを力説した」（サトウ、1960：p.187）という。

天皇から「五箇条の御誓文」と「億兆安撫国威宣揚の御宸翰」が発せられたのは、それから2週間後の4月6日（3月14日）である。これらは、天皇が直接、全国民に呼び掛ける形式をとり、日本のおかれた国際的環境を危急なるものとして、新政権の国威宣布への協力を呼び掛けると言う内容において、「従来の詔勅とは相違するものであった」（藤村、1970：p.4）。

すなわち、その中核的趣旨は、積極的に開国して国際基準の「主権国家シス

テム」への参入を目指す以外に、列強と対抗して国の独立を守る道は無いことの表明である。同時に、「主権国家システム」参入に向け「文明国基準」を満たす内政改革＝「文明開化」への協力の訴えでもある。「万国対峙」論が明治政府の方針となるのは、この時からであり、それはまた「攘夷」から不平等条約撤廃（＝「破約攘夷」）への旗印の変更も意味していた³³⁾。

もとより、列強に対する法権、税権の未確立の状態は、真に独立した主権国家とは言えなかった。こうして、岩倉具視に始まって寺島宗則、井上馨、大隈重信、青木周蔵、榎本武揚、陸奥宗光、小村寿太郎に至る営々たる列強との条約改正交渉が始まる。しかし、それはその都度イギリスの抵抗にあい、治外法権撤廃はようやく1894（明治27）年、関税自主権回復については1911（明治44）年のことである（井上、2000：p.172）。まさに明治は「不平等条約に泣いた半世紀」（岡崎、1999：p.243）であり、条約改正は明治政府の「悲願」（犬塚、2006：p.154）であった。

こうした明治新政府を取り巻く国際関係を的確に捉えていたのが、福沢諭吉の『文明論之概略』（福沢、1931）である。すなわち、「国と国との交際に至ては唯二箇条あるのみ、云く平時は物を売買して互いに利を争ひ、事あれば武器を以て相殺すなり、言葉を替えて云へば、今の世界は商売と戦争の世の中と名くるも可なり」（同：p.211）と。つまり、「主権国家システム」への参入とは、商売（貿易）と戦争ができる国内体制を構築することだったのである³⁴⁾。

そのための必須条件こそ、世界に通用する貨幣制度と「租税国家」の構築であった。というのも、「貨幣とは、資本主義を成り立たせる上で不可欠の制度」（中野、2016：p.70）であって、様々な貨幣（藩札や悪質貨ほか）が併存した前近代から「貨幣を公式の国家通貨に統一」（同：p.166）して「領域通貨」を確立してはじめて、主権国家として外国との商売（貿易）の発展を期することができるからである。

また、「戦争のための資源動員の最も重要な手段は、言うまでもなく租税である」（同：p.175）。徴兵制を敷いたとしても、その後ろ盾となるのは財政だからである。その点で、前近代は、「主権者が世襲的な領土に対して、上位所有権を有する家産国家」（木村、1958：p.68）であり、だから公と私未分化であった。それに対して、国家が「人や領地からなる財産や、個別的な特権を放棄し、も

つばら、課税権—それは最高の国家主権から派生する—によって、自己の職能を遂行する」(同) のが近代の「租税国家」であり、そこではじめて公と私の分離は完成されるのである³⁵⁾。

5. 地租改正と「租税国家」の成立

新政府による貨幣制度の整備は、丹羽(1995)が詳論したように、悪質貨問題から始まる。それは、戊辰戦争中に薩摩・土佐はじめ諸藩が盛んに鑄造した劣悪貨幣が列強の貿易に損害を与えていたことに対して、パークスほか列強公使から強硬に抗議された問題である。それは新政府が旧幕府軍をようやく函館に追い込んだ1869年2月(明治2年1月)のことだった(丹羽、1995:p.14)。

ここから、大隈重信が登場して「外交全局の責に任」じ、「外交上の問題よりして財政に関係すること」となる(丹羽、1995:p.15)³⁶⁾。それ以降、大隈のリードで廃藩置県の直前の1871年6月(明治4年5月)に、「新貨条例が布告され、世界通貨体制に、金本位制採用という形で積極的に対応した統一的な貨幣制度が樹立され」(丹羽、1995:p.39)たのであった³⁷⁾。それは、「高輪談判」と言われる「パークスらの厳しい督責の下で」(奥田、2015:p.76)あったが、この外圧のおかげで、大隈は「外を以て内を制し、外交の困難を仮りて内治の改良を謀」(丹羽、1995:p.24)³⁸⁾ることができたのである。

その過程で大隈は民部省改正掛を新置して、旧幕臣の渋沢栄一・前島密・杉浦譲などをはじめとする開明官僚を組織して、「民部・大蔵両省の『頭脳』として民政全般の政策・法令の立案」(奥田、2001:p.53)をさせた。この改正掛により、1870(明治3)年には、「藩体制の解体、家禄処分、貢租の近代的租税への移行など、税制改革の基本方針」(同:p.53)が固められた。それこそ、丹羽(1995)が「万国と並立するための近代化コース」(丹羽、1995:p.87)と呼んだものであった。

この後、1871年8月(明治4年7月)の「廃藩置県によって日本全国の統治権を掌握した明治政府は、わが国を名実ともに独立国とすることをめざす『万国対峙』を政策の基本に据えた」(丹羽、1989:p.194)。この時すでに、アメリカとの修好通商条約の改定期限が1年後に迫っており、このため廃藩置県以前から各国条約改正御用掛に任ぜられた大隈重信によって全権使節団の欧米派遣

が企画され、廃藩置県後に直ちに「全権大使発遣事由書」が太政大臣に提出されたのである（同：p.195）。

この「事由書」には、「宜ク従前ノ条約ヲ改正シ、独立不羈ノ体制ヲ定ムベシ、従前ノ条約ヲ改正セント欲セバ列国公法ニ拠ラザルベカラズ、列国公法ニ拠ル我国律、民律、貿易律、刑法律、税法律等公法ト相反スルモノ之ヲ変革改正セザルベカラズ」とあった（同）。こうして、条約改正のための使節派遣と連動して租税改革が本格駆動することになった。

すでに1870年6月（明治3年5月）の大蔵省・民部省の建議案では、租税とは政府の費用であり、人民が「公平」「均等」に負担する義務を負うことが「万国普通ノ公法」であるという租税改革の基本方針は示されていた（牛米、2020：p.3）。

当初の大隈自身が使節となる計画は、「政府内の派閥対立」（田中、2002：p.29）から周知のごとく岩倉、大久保、木戸、伊藤などの政府首脳が多数参加する岩倉使節団となる。この出発に先立ち、大蔵省からは「内国税改正見込書」および「内国税法及ヒ海関税更正ノ見込並ニ後来利害得失」が正院に提出されていた（丹羽、1989：p.196；牛米、2019：p.6）。後者によれば、「内国税改革の基本は、近代租税の原則である『上下均一・貧富公平』のもと、農民の過重負担を軽減し、新税（商税）により減税分を補填する」（牛米、2019：p.6）というものであり、他方「海関税は保護関税の立場に立ち、輸入品に課税して輸出品を無税とし国内産業の保護・育成を図る」（同）というものであった。

この内、関税は、新政府がすでに「唯一の権力としてすべての対外接点をなす開港場を掌握し、すべての関税を一手に収納」（林、1965：p.64）していた。しかし、幕末の「改税約書」によって、一律5%という低率の重量税にされていたために、安価な外国商品が大量流入し、正貨も流出していた。このため、海関税収は、明治のはじめの数年を除けば税収総額のせいぜい5%で、しかもその4割は輸出税であった（林、1965：pp.112-113）。これは関税収入を租税の柱とする欧米諸国に比べて際立って低い比率であった³⁹⁾。自由貿易の盟主たるイギリスですら、18～19世紀を通じて関税収入は総税収の20～40%を占め（同：p.68）、それより大きいのは消費税の30～50%で、地租は「日本の場合の地租とは比較にならないほど低い位置しかしめていない」（同：p.69）のであった。

上記の岩倉使節団をはじめ、1874（明治7）年に租税頭松方正義・同助吉原重俊がまとめた「海関税改正議」、さらに1876（明治9）年からの寺島宗則外務卿による関税自主権回復交渉など、明治政府が低率関税の改正を追求し続けた理由も、国内産業保護からだけでなく、財政的理由からでもあった。しかし、そうした努力はことごとく列強の壁に阻まれ、結果として日本が「租税国家」となるために残された道は、内国税改革、すなわち地租改正によるしかなかったのである。地租改正に関しては、このイギリスの「非公式帝国」に編入された日本に課された制約の大きさを踏まえなければ正しく評価できない。

こうしていよいよ地租改正となる。それは、岩倉使節団が旅立った後の留守政府の下で本格的に駆動する。もちろん、地租改正は租税改革の柱であり、上述の「内国租税改正見込書」のプランに基づくもので、留守政府が独自に企画したわけではない。しかし、1871年12月（明治4年11月）～1873年（明治6）年9月にかけての岩倉使節団欧米巡回中に留守政府が行った改革は、大隈が「鬼の留守に洗濯」と称したように（田中、2002：p.28）、ラディカルなものであった。

「すなわち、4年8月『賤民廃止令』（＝四民平等）、5年2・6月土地売買解禁・地券交付、同8月学制発布、同11月太陽暦採用、国立銀行条例、6年1月徴兵令、地所質入書入規則、同3月民法仮法制作成、同7月地租改正法、同8月動産不動産書入金穀貸借規則などである」（丹羽、1995：p.1、年月は旧暦）。

要するに、使節団の外遊で明治政府を悩ましてきた派閥対立も休止し、「文明国基準」をみたすために開明官僚が企画した近代化政策の集中実施が可能となったのである⁴⁰。こうして、1873（明治6）年に地租改正法が成立し、地租改正事業が開始されることになったが、それからの紆余曲折がまた複雑で、翌年には事業が停滞してしまう。しかし、1875（明治8）年になると地租改正事務局が設置され、大久保利通が直接指導に乗り出し、地価算定方針が変更となって軌道に乗り、途中、1877（明治10）年の3%から2.5%への減租を経て、1881（明治14）年に改組事業は終結した（奥田、2014）。

この地租改正が「租税国家」構築のための租税改革であることは、早くは林（1965）が、また近年では佐々木（2008）や奥田（2014、2015）ほか共通理解となっている。中でも林健久は「日本においては、地租改正の成功がすなわち

租税国家の成立なのであった」(林、1965 : p.338) としていた。つまり、1883 (明治 6) 年の徴兵令と地租改正事業の完遂をもって、日本は 19 世紀の「主権国家システム」参入の必須要件たる、戦争ができる国内体制をほぼ整えたと見ることができるのである。

6. おわりに一 地租改正に対する新たな“問い”

幕末・明治の日本が対峙したのは、ヨーロッパ中心の「主権国家システム」とパックス・ブリタニカという“2つの顔”を持った国際関係であり、その下で幕府は不平等条約の締結を強いられ、イギリスの「非公式帝国」に編入されることとなった。しかも、クリミア戦争以後の中国市場をめぐる英露対決から、日本はパックス・ブリタニカにおける東アジアの対ロシア戦略拠点として位置づけられることになった。この位置づけは、1899 (明治 32) 年の第一次日英同盟、1902 (明治 35) 年の第二次日英同盟、さらにその後の日露戦争 (1904 年) まで日本を拘束する枠組みとなる (井上、2000)。

こうした国際関係の下で明治新政府が掲げたのは、「万国対峙」論であった。これは、端的に言えば、「主権国家システム」参入のために積極的に開国し、国内体制を主権国家に相応しいものに改革する意思の表明である。そして、その主要な柱は世界に通用する通貨制度と「租税国家」の構築であった。そのために、大隈重信と旧幕臣を中心とした開明官僚は、「外を以て内を制し、外交の困難を仮りて内治の改良を謀る」という戦術により国内改革を推進した。

こうして通貨制度の確立に続いて、留守政府の下で租税改革としての地租改正が開始されたのであった。それは、一時的な停滞の後、大久保利通と地租改正事務局の強力な指導の下で事業は完成される。それは、結果が減祖となることを覚悟の上で、事業の完遂を最優先したものであり、不平等条約で関税収入に財政を頼れない制約の下で、主権国家の必須条件である「租税国家」の構築をギリギリで成し遂げた (奥田、2014 : p.88) という意味において、“命がけの飛躍”と形容することも許されるのかもしれない。

だとすれば、19 世紀の「主権国家システム」への参入という「国際的契機」から幕末・明治を検討してきた本稿が、地租改正をめぐる汗牛充棟たる研究史にいかなる貢献ができるのだろうか。実証を先行研究に依存した本稿にできる

ことは、これまでの考察を踏まえて、地租改正に対する新たな“問い”とその仮説的な解答を提示することだろう。

それは、地租改正は“なぜ急がれたのか”、にもかかわらず“なぜ実現できたのか”、という対をなすの“問い”である。こうした“問い”はすでに議論し尽くされているのかもしれない。しかし、明確に1対として問われたことは、管見の限りなかったように思われる。

前半の“問い”については、奥田晴樹が松方正義などの条約改正による関税収入増加の目論見が外れたことを「拙速方針への転換」の背景として指摘している（奥田、2014：p.75）。後半の“問い”についても同じく奥田が、割地慣行の石川県で「村方丸投げ方式」となった理由として、「やはり前述した超拙速方針にあらう」（同：p.70）としていたことが注目される。

これに対して、「主権国家システム」への参入という本稿の観点からは、やはり「国際関係からの圧力、とりわけ戦争が、国内の政治構造を形作る」（中野、2016：p.174）、また、「戦争のための資源動員の最も重要な手段は、言うまでもなく租税である」（同：p.175）の2点が重要となる。

それからすれば、1874（明治7）年5月の3,600名もの兵を出した明治政府最初の海外派兵、「台湾出兵」こそ重視されねばならないだろう。これは、琉球王国の帰属という主権国家として譲れない領土問題が関係しており、征韓論に対しては内治優先を主張した大久保利通も出兵の推進側であった（毛利、1996：第3章）。

一触即発となった日清両国は、北京駐在のイギリス公使ウェードの仲介で妥協が成立するが、それはイギリスの対ロシア警戒感からであり、日本が大国の清と開戦に至る可能性は十分にあった。大久保利通が地租改正事務局総裁となり直接指導に乗り出すのは、この日清交渉から帰って後のことである。その頃には江華島事件も起きている。ヨーロッパに習い戦争も辞さない態度で東アジアに対して主権国家として振る舞おうとした日本は、早急に戦争ができる国内体制としての「租税国家」構築を迫られるという「国際的契機」の下にあったと言えないだろうか。

後半の“問い”については、突飛かもしれないが岩本純明の次の指摘を注目すべきである。「農地改革の内容と実施手法がイエ・ムラの『土地規範』と親和

的な側面を有しており、それが改革の成功に大きく寄与する要因となった」（岩本、2014：p.57）。明治から70年もたった農地改革において、「イエとムラ」という規範が改革の成功に寄与していたとすれば、地租改正において「イエとムラ」が何らの役割も果たさなかつたとは考えにくい。

牛米努は、近世における「租税」の観念に言及して、失われた「仁政」の回復を農民が領主に求める運動として「百姓一揆」を再定義した若尾（2018）を参照して、「近世における農民の『租税』観念を認めることは容易であろう」（牛米、2019：p.4）としている⁴¹⁾。また滝島功は、「地租改正反対一揆」について、「それを地租改正という国策を拒否し、反発して中断や撤回を求めるか、改革全般の内容や手順の変更を要求した文字通りの反対運動とは認めがたく、」（滝島、2018：p.52）と述べている。

さらに、滝島は「本局は初動より、実務執行の責任を負う県の判断の自主性を縛ることなくむしろ優先し、小倉県も、区長以下の調査当事者と、なにより『人民』の意向を尊重し、合意の形成に最新の注意を払った」（同：p.46）としている。そこから、「強制規定」「弾圧規定」「弾圧法」などと表現されてきた1875（明治8）年の「太政官第154号達」の評価にも見直しを要求している（同：p.47）。

冒頭の佐々木からの引用にもあったように、「国際的契機」と対をなす「国内的条件」は、もっぱら商品経済や農民経済の発展などの“封建制から資本主義へ”という発想のものであった。深谷が指摘した「進歩主義、発展段階論」の視座である。それに対して、より重視すべきは、江戸後期に全国に広がって確立した「イエとムラ」を特徴とする「日本農業の基層構造」なのではないか（玉、2006：第7章）。

確かに、地租改正により、村請制という江戸期の貢租システムは、土地所有権者に「外形標準にもとづく収益税としての地租」（林、1965：p.6）を課税するシステムへと転換された。しかし、それは農村の生産と生活の両面における共同関係である「イエとムラ」までも破壊するものではなかつただろう。むしろ、対外戦争の可能性（＝国際的契機）の下で、早急の事業完遂を政府が急げば急ぐほど、強権ではなく、既存の「イエとムラ」という関係・秩序（＝国内的条件）と妥協・譲歩し⁴²⁾、追認・活用することで、地租改正は実現されたという

仮説が提示されるのである。

筆者は玉（2021、2022）において、江戸後期に成立した「イエとムラ」という基層構造を原型 1.0 として、明治以降の自由貿易の時代に 2.0 へ、総力戦と冷戦体制の時代に 3.0 へ、そして 1990 年代以降のグローバリゼーションの時代に 4.0 へ、環境に適応して進化していく過程を描いた。奥田の「村方丸投げ方式」との指摘には、こうした「イエとムラ」と地租改正との深い関係が示されると同時に、地租改正が近代的土地所有の確立だけではなく、既存の秩序を「保存しつつ改革」（佐藤・中澤編、2015：p.15）したものだだったという新たな評価も浮かび上がってくるのである⁴³⁾。

注

- 1) 近年の地租改正研究をリードしてきた佐々木（1989、2005、2008、2016）、奥田（1993、2001、2004、2007、2012、2014、2015）などを参照。
- 2) 「講座派」とは、戦前の『日本資本主義発達史講座』（岩波書店）に結集した研究者を総称する言葉で、1930 年代の日本資本主義論争における一方の側を代表するとともに、コミンテルン（共産主義インターナショナル）が発した「27 年テーゼ」、「32 年テーゼ」とも深く関係していた。なお、この日本資本主義論争と地租改正の関係を詳しく論じたものに田村（1981）がある。また、コミンテルンのテーゼについては、玉（2020）を参照。
- 3) しかし、深谷克己はまた、「戦後歴史学」の呪縛から解かれたとはいえ、『戦後歴史学』を見ないで素通りすることは、『戦後歴史学』の克服ではない」（深谷、2012：p.24）とも述べていることは重要である。
- 4) この理解までには、実証研究の蓄積があった。それに関しては、田村（1981）、奥田（2012：第 2 章）、佐々木（2005：二、2016：第 4 編）などを参照。とりわけ、最も有力な「講座派」的見解である山田（1934）の 2 つの論拠、①近世の封建的な貢租と同水準を維持する高額地租、②「地租改正の契機たる所の準則（検査例第二則）、それに基づく土地所有（＝剰余労働徴収）」（山田、1934：p.180）のいずれもが事実と異なることが明らかとなった。すなわち、地租改正の結果は、「耕宅地と林野を合わせてみると、増租は東京府と埼玉・岩手両県で、他はすべて減租になっている」（奥田、2007、123 頁）、また、「検査例第二則が実際の改租事業ではほとんど、あるいはまったく機能していなかった」（同：p.129）。こうして、「講座派」的見解は崩壊した。

- 5) これは、丹羽邦男が 1960 年度土地制度史学会大会で「わが国土地領有制の解体過程とその特色について」(丹羽、1961) と題して行った報告で、「この朝廷政府は、対外的主権者としての面で、世界市場に強制的にわが国が編入されてゆく事態に対処する流通過程政策を全国的に打ちだしてゆくのであるが、やがてその帰結として国内における個別的な土地領有制の破棄が必要となってくる」(同：p.15) として、これを「国際的契機」と呼んだものである。この点については、大石 (1961) も合わせて参照。
- 6) 佐々木は、丹羽 (1995) に対する書評でも、「ここで著者は、維新政治史における飛躍を国際的契機の導入によって解決しようとしたため、明治維新の一方の背景となる国内的条件は、正当に顧みられることなく捨象されてしまった」(佐々木、2016：p.439) と批判的に論評している。
- 7) 「外圧論争」については後藤 (2017) に加えて、鶴飼 (2014：はじめに) を参照。
- 8) ここで「主権国家」と「国民国家」の関係に触れると、「主権国家」は国際関係の下で存立する国家の特質・形態を表すのに対し、「国民国家」は国内の制度的な特質・形態に関心を向けたもののように思われる。その意味で、2000 年代に盛んになされた「国民国家」をめぐる議論は、後藤敦史が言う「1 国史の範疇」を脱するものではなかったように思われる。
- 9) ペリーはじめ幕末に日本へ開国を迫った外国使節は、二言目には「国際法が」と言い、そのため幕府の外交当局も否応なく「国際法」を学んで対応していた (山内、1996：p.19)。また、1964 (元治 1) 年にヘンリー・ホイートンの著書“Elements of International Law” (1836) が中国で『万国公法』として漢訳されて後は、いち早く日本に紹介され、「主権」「民主」「権利」「野蛮」「自主」「平時」「戦時」「例外」「公約」「越権」「実権」などの現在まで使われている熟語がもたらされ、大きな影響を与えた (高原、2002)。
- 10) 国境を接するロシアとの開国をめぐる交渉議題は、はるか遠くの欧米とは違って、サハリン島やクリル諸島 (千島列島) に関する国境線の確定だった。
- 11) 1898 (明治 31) 年の民法制定によって、土地所有権が「終局的に地主的土地所有権として確立された」(小倉、1982：p.19) とする小倉武一の主張は、この点の無理解によるものと言わざるを得ない。なお、この点はすでに玉 (1994：第 6 章) が「土地制度と小作制度の区別」として論じている。そこではまた、小作制度が私法の下にあるため、私人間で紛議が生じないかぎり法が表に出ることもなく、紛議が生じた場合も、民事訴訟の形を取って調停や判決によって解決されるのであり、所有権の侵害 (窃盗) のように警察権力が

出てくるわけではないことも論じた。まずこの、近代国家における法の基本を踏まえないでは、後の 1920 年代における小作争議や小作立法の動きをまともに理解することは無理である。

- 12) 18 世紀のヨーロッパは、この 2 つの戦争以外にも、スペイン継承戦争 (1702-13)、オーストリア継承戦争 (1739-48)、アメリカ独立戦争 (1776-83)、フランス革命干渉戦争 (1793-1799) と、休むことなく戦争を繰り返した (ホブズボーム、1984 : p.58)。
- 13) このイギリスについて、ホブズボームは次のように述べている。「最後に、他のすべての競争国と異なって、18 世紀におけるイギリスの政策は体系的な攻撃性—もっともはっきりしていたのはその主要な競争国であるフランスにたいしてであるが—をもつものであった。(中略) この断続的な戦争の世紀の結果は、いかなる国によってもなしえなかった最大の勝利であった。すなわち、ヨーロッパ諸国のなかでの海外植民地の事実上の独占と世界的な規模での海軍力の事実上の独占であった。さらに戦争それ自体も—ヨーロッパにおけるイギリスの主要な競争国を不具にすることによって—輸出をおしあげる傾向があり、平和はどちらかといえばそれを減速させる傾向があるのである」(ホブズボーム、1984 : p.58)。
- 14) 深谷克己は、それを「中華王朝と周辺の夷 (夷狄戎蛮) 王朝群が華夷秩序の国際体制を築き上げたという意味である」(深谷、2012 : p.53) としている。
- 15) 乙巳の変というクーデターに始まる古代律令制という中央集権国家の構築も、唐の脅威という「外圧」が重要な要因となっていた。その点で、明治維新も同様に欧米列強からの脅威という「外圧」抜きに理解することはできず、この日本史上の 2 つの変革には、留学生の派遣による制度輸入をはじめとして明らかに共通性が見られる。
- 16) 鶴飼政志は、戦前の服部之総・羽仁五郎の論争を引き継いで、戦後に遠山茂樹・井上清・芝原拓自等によって戦わされた「外圧論争」は唯物史観に基づく「世界史の基本法則」の検出を目指すものだったところに理念先行の問題があったとした上で、「明治維新时期における国際環境の実態を実証的に究明し続けた石井の主張は、後学にとって傾聴すべきものではないだろうか」(鶴飼、2014 : p.22) としている。
- 17) これは、周知のように J・ギャラハーと R・ロビンソンが展開した「自由貿易帝国主義論」である。それについては、毛利 (1978) 及び小林 (2012、第 1 章) も合わせて参照。
- 18) 小林隆夫も、「イギリスの主要な関心は無限の可能性を持つと信じられた中国市場の開拓にあった」(小林、2012 : p.18) としている。

- 19) この日英約定の前に、英仏連合艦隊はカムチャッカ半島でロシア軍と戦い、敗北していた（井上、2009：p.200）。
- 20) 沿海州を獲得した場合、ロシアは宗谷海峡、津軽海峡、そして対馬海峡の3つ得ることとなるが、前の2つは太平洋の無人の海域に通じるだけであり、イギリスとの対抗並びに最重要な中国への通路としては対馬海峡、そして対馬が戦略的に極めて重要となったのである（麓、2005：pp.189-191）。
- 21) 日本着任に際してイギリス外務省がオールコックに与えた訓令は、「特にロシアのアムール方面における行動に深く留意し、日本政府がロシアに領土を割譲するがごときことあらんを警戒し、阻止せよ」（中山、1974：p.14）というものであった。
- 22) このロシアの退去には、ロシアの国内事情も深く関係していた。この年の3月には農奴解放令が出され、国家改造の事業に着手しており、5月にはポーランドで反乱が起こるなど、国内事情は不安定であった（中山、1974：p.20）。
- 23) イギリスの艦隊司令官スターリングは、早くも1855（安政2）年の本国への報告書の中で、清朝の国力の基盤が満洲にあり、ロシアの満洲進出の意図はサハリン島開発に表れているとして、「サハリン島の地政学的重要性を日本との関係性の文脈で言及」していた（小風、2015：p.57）。
- 24) 1863（文久3）年5月の長州藩による馬関海峡封鎖と外国船砲撃を受けて、オールコックは香港から陸軍工兵隊を呼び寄せ、「対日戦争のための情報収集」（保谷、2010：p.129）を各地で行なわせた。10月には函館港が調査され、その報告書には、ポポフ提督指揮下のロシア艦が冬を過ごしている実態に加え、「北方地域のロシアの活動を監視するという政治的位置ばかりでなく、さらにまた、鉱物や木材資源の面でも英国にとって価値を持ちうる」（同：p.150）とされていたのである。
- 25) 小風尚樹は、イギリスの対日政策に関する「先行研究の問題点は、自由貿易市場拡大を基調とする外交政策と、極東におけるロシアへの対抗策を講じる海軍政策とを、別個に捉えていることである。しかし、中国に対する貿易利益の保護という観点から両者を捉え直すと、これらはむしろ同じ方向性を志向するものとして解釈するのが妥当である」（小風、2015：pp.45-46）としている。
- 26) さらに、翌1866（慶応2）年、サハリン島で発生した日露の衝突（幕吏捕囚事件）に加え、ロシアのサハリン島軍事増強の目的が日本領蝦夷地進出にあるという未確認情報にも促迫されて、パークスは現地情報を収集するために海軍に依頼して7月から10月にか

- けて艦船の北海道派遣も行っていた（鶴飼、2004：p.22）。
- 27) 1868（明治1）年にも、「日本の内乱状態に乗じ、ロシアが蝦夷地を侵略するのではないかと懸念したパークスは、チャイナ・ステーションに依頼してイカルス号を箱館周辺に派遣させ、ロシアによる南下の実態を調査させた」（鶴飼、2004：p.23）。その後も、パークスの日本の北方領域におけるロシア南下に対する警戒感は継続し、1869（明治2）年にも、軍艦コーモラント号によるサハリン島の詳細な現地調査がなされたのである（同）。
- 28) 徳川慶喜は、大政奉還の上表文において、「万国」と「並立」するために大政奉還を行うと述べていた（勝田、2017：p.12）。それまで開国をめぐる列強との外交交渉は、もっぱら幕府が登用した「開明派能吏」が担当し、開国和親の決断もそうした日本が置かれた状況を冷静に踏まえての判断でもあった（井上、2009：第4章）。
- 29) この事件は、1868年2月4日（慶応4年1月11日）に神戸三宮神社前で備前藩兵が隊列の前を横切ったフランス人水平らを負傷させ、銃撃戦に発展した事件である。本文のような経過の後、発砲命令の責任者として備前藩士瀧善三郎の切腹で本件は落ち着いた。詳しくは、内山（1983）を参照。
- 30) この事件以前の新政府は、岩倉具視による開国和親への方針転換の提案を政府内で廃案としていた（藤村、1970：p.4）。いまだ攘夷論者が多数を占めていたのである。
- 31) 高原泉は、この神戸事件から新政府は「西洋諸国からの支持の獲得はもちろんであるが、政権内の統合、『攘夷』から『開国』へという方針転換の説明等々」（高原、2002：p.14）の理由で、「万国公法」を十分な理解のないまま多用したとしている。
- 32) 福沢諭吉は『文明論之概略』（福沢、1931）で西洋の文明と日本の文明を比較して述べている。「我文明の以て彼に及ばざるを知り、文明の後るゝ者は先だつ者に制せらるゝの理をも知るときは、其の人民の心に先づ感ずる所のものは、自国の独立如何の一事に在らざるを得ず」（福沢、1931：p.203）と。
- 33) 明治新政府は、1868年2月（慶応4年1月）英国ほか各国公使に対して「新しい条約を締結したいとの希望を述べ」（井上、2000：p.155）、翌1869年2月（明治元年12月）にも「不平等条約改正の希望を通知した」（同：p.156）。
- 34) 福沢は、「今の文明の有様に於ては、止むを得ざるの勢にて戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして、貿易は国の光を放つ徴候と云はざるを得ず」（福沢、1931：p.212）と述べて、戦争をやむを得ざるものとして、戦争できる体制を備えることを求めていた。
- 35) さらに、「租税国家では、生産活動を私経済的な企業にまかせ、国家は生産したものを事

後的に、強制的に、徴収する」(木村、1958 : p.70)。それゆえに、「租税国家」では「営利、契約、所有、相続の自由が認められ、正当に獲得した私権を保護するために、幾多の立法的措置が講ぜられる」(同) ののである。

- 36) 括弧内の原典は、『大隈伯昔日譚二』、p.368。
- 37) パークスは妻への私信で「うまいことに、私がひどく叱りつけたので、彼らはその結果の重大さに驚き、(贖貨の：玉) 鑄造の全面的停止という適宜の処置をとることになった」(丹羽、1995 : p.19) と述べている。また、明治政府の方針が決まってからも、パークスは高輪談判といわれる会談で、方針の実現に圧力をかけ続けた(丹羽、1995 : 第 1 章)。
- 38) 原典は、『大隈伯昔日譚二』、p.383。
- 39) フランスも消費税・関税が租税収入の支柱をなし、プロイセンも 16% (1828 年) を占めていた(林、1965 : p.69)。
- 40) これらの中でも、賤民廃止令と地租改正の関係が重要である。というのも、地租改正は租税改革であって農地だけを対象としていたのではない。その起点は、寺社地や武家地、市街地、そして賤民居住地などの無税の土地を無くすことだった。賤民を身分と居住と職業で縛る近世賤民制は、すべての土地に地券を発行し自由に売買を許す地券制度の障害となるため、即時無条件の賤民廃止令が土地売買解禁・地券交付に先行したのであった(上杉、1990 : 第 3 章、補論三)。
- 41) 牛米はまた、久留島(1993) が「幕府代官における『年貢＝国税』認識を指摘している」(牛米、2019 : p.20) としている。
- 42) その最大の妥協・譲歩が 1877 (明治 10) 年の 3% から 2.5% への地租の減額であった(滝島、2018 : pp.52-53)。
- 43) 括弧内は、フランス革命を厳しく批判したイギリスの保守主義思想家エドモンド・バークの言葉である。家族や地域、地方制度などの遠い過去から無数の試行錯誤を通じて形成されてきた「自生的秩序」を重視する保守主義は、進歩主義の極端な振れをもたらす行き過ぎを警戒し懐疑する(佐藤・中澤編、2015 : p.14)。地租改正という大胆な改革も、「イエとムラ」という農村秩序に内在する保守主義によって、極端な振れが「中庸」へ引き戻されたのではないだろうか。

参考文献

秋田茂 (2012) 『イギリス帝国の歴史』 中公新書

- 藤村道生（1970）「萬国対峙論の意義と限界－維新外交の理念をめぐって－」『九州工業大学
研究報告（人文・社会科学）』18：1-16
- 深谷克己（2012）『東アジア法文明圏の中の日本史』岩波書店
- 福沢諭吉（1931）『文明論之概略』岩波文庫
- 麓慎一（2005）「ポサドニック号事件について」『東京大学史料編纂所研究紀要』15：189-197
- 後藤敦史（2017）「幕末期対外関係史研究の現在」『歴史評論』12月号：38-48
- 林健久（1965）『日本における租税国家の成立』東京大学出版会
- ホブズボーム、E. J.（1984）『産業と帝国（浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳）』未来社
- 保谷徹（2010）『幕末日本と対外戦争の危機：下関戦争の舞台裏』吉川弘文館
- 北條浩（1992）『明治初年地租改正の研究』御茶の水書房
- 生田美智子（2015）「18-19世紀の遺産－日本型華夷秩序から西洋型国際秩序へ」五百旗頭真・
下斗米伸夫・A. V. トルクノフ・D. V. ストレリツォフ編『日ロ関係史：パラレル・ヒ
ストリーの挑戦』東京大学出版会：1-21
- 井上勇一（2000）「不平等条約から同盟へ－1867-1902年の日英同盟」木畑洋一・イアン・ニ
ッシュ・細谷千博・田中孝彦編『日英交流史 1600-2000 政治・外交I』東京大学出版会：153-
181
- 井上勝生（2006）『幕末・維新』岩波新書
- 井上勝生（2009）『開国と幕末変革』講談社学術文庫
- 犬塚孝明（2006）『ニッポン青春外交官：国際交渉から見た明治の国づくり』NHK ブックス
- 石井孝（1973）『増訂明治維新の国際的環境（分冊一）』吉川弘文館
- 岩本純明（2014）「農地改革」岩本純明編『戦後改革・経済復興期II』農林統計協会：1-76
- 加藤祐三（1994）『黒船前後の世界』ちくま学芸文庫
- 勝田政治（2017）『明治国家と万国対峙：近代日本の形成』角川選書
- 木村元一（1958）『近代財政学総論』春秋社
- 北岡伸一（2018）『独立自尊：福沢諭吉と明治維新』ちくま学芸文庫
- 小林隆夫（2012）『19世紀イギリス外交と東アジア』彩流社
- 小風尚樹（2015）「19世紀中葉イギリスの東アジア戦略における日本の位置づけ」『クリオ』
29：44-58
- 久留島浩（1993）『「地方税」の歴史的な前提－郡中入用・組合村入用から民費、地方税へ－』
『歴史学研究』652：12-25

- 中野剛志 (2016) 『富国と強兵：地政経済学序説』 東洋経済新報社
- 中山治一 (1974) 「クリミア戦争と東アジア」『史林』 57(5) : 1-24
- 丹羽邦男 (1961) 「わが国土地領有制の解体過程とその特色について」『土地制度史学』 11 : 1-15
- 丹羽邦男 (1989) 『土地問題の起源』 平凡社
- 丹羽邦男 (1995) 『地租改正法の起源』 ミネルヴァ書房
- 毛利健三 (1978) 『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開—』 東京大学出版会
- 毛利敏彦 (1996) 『台湾出兵』 中公新書
- 小倉武一 (1982) 『小倉武一著作集第2巻』 農文協
- 岡垣知子 (2003) 「主権国家システムの規範と変容—19世紀国際社会の制度化と日本の参入—」『国際政治』 132 : 15-35
- 岡崎久彦 (1999) 『陸奥宗光とその時代』 PHP 研究所
- 奥田晴樹 (1993) 『地租改正と地方制度』 山川出版社
- 奥田晴樹 (1995) 「丹羽邦男氏の地租改正研究」『神奈川地域史研究』 14 : 79-85
- 奥田晴樹 (2001) 『日本の近代的土地所有』 弘文堂
- 奥田晴樹 (2002) 「近代的土地所有の成立」渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史』山川出版社 : 428-457
- 奥田晴樹 (2004) 『日本近世土地制度解体過程の研究』 弘文堂
- 奥田晴樹 (2007) 『明治国家と近代的土地所有』 同成社
- 奥田晴樹 (2010) 「所有を制約するもの—日本の近代的土地所有に見る—」山田奨治編『コンズと文化：文化は誰のものか』 東京堂出版 : 204-233
- 奥田晴樹 (2012) 『地租改正と割地慣行』 岩田書店
- 奥田晴樹 (2014) 「地租改正と地域社会」大津透・桜井英治・藤井譲治・吉田裕・李成市編『岩波講座日本歴史 15巻近現代1』 岩波書店 : 61-94
- 奥田晴樹 (2015) 「地租改正の歴史的意義」『立正大学文学部研究紀要』 31 : 75-124
- 大石嘉一郎 (1961) 「地租改正をめぐる問題点」『土地制度史学』 11 : 48-55
- ポップカーク・P. (1992) 『ザ・グレート・ゲーム (京谷公雄訳)』 中央公論社
- 佐々木寛司 (1988) 『日本資本主義と明治維新』 文献出版
- 佐々木寛司 (1989) 『地租改正』 中公新書
- 佐々木寛司 (2005) 『歴史学と現在：日本近代史像の転換』 文献出版

- 佐々木寛司 (2008) 「租税国家と地租」近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』、有志舎 : 2-15
- 佐々木寛司 (2016) 『地租改正と明治維新』有志舎
- サトウ・A、(1960) 『一外交官の見た明治維新 (下) (坂田精一訳)』岩波文庫
- 佐藤光・中澤信彦編 (2015) 『保守的自由主義の可能性 : 知性史からのアプローチ』ナカニシヤ出版
- 高原泉 (2002) 『万国公法』観の諸相－維新政権と『公』をめぐって－『法学新報』109(1・2) : 1-26
- 滝島功 (2003) 『都市と地租改正』吉川弘文館
- 滝島功 (2009) 「近代的土地所有の起源」『日本歴史』729 : 52-69
- 滝島功 (2018) 「地租改正事務局の活動」『地方史研究』68(6) : 37-57
- 田中彰 (2002) 『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店
- 玉真之介 (1994) 『農家と農地の経済学』農文協
- 玉真之介 (2006) 『グローバリゼーションと日本農業の基層構造』筑波書房
- 玉真之介 (2020) 「農地改革の真実－その歴史的な性格と旧地主報償問題－ (その1)」『帝京経済学研究』54(1) : 157-187
- 玉真之介 (2021) 「『イエとムラ』5.0－脱グローバリズム時代の可能性－」『帝京経済学研究』54(2) : 51-66
- 玉真之介 (2022) 『日本農業 5.0 次の進化は始まっている』筑波書房
- 田村貞雄 (1981) 『地租改正と資本主義論争』吉川弘文館
- Tilly・C. (ed.) (1975) “The Formation of National States in Western Europe” Princeton University Press
- 鶴飼政志 (2003) 「イギリスの対露情報収集活動－1865-6年のサハリン島視察－」『研究年報 (学習院大学文学部)』49 : 1-30
- 鶴飼政志 (2004) 「イギリスから見た日本の北方海域－1870年代の英露と日本－」『北海道・東北史研究』創刊号 : 18-27
- 鶴飼政志 (2014) 『明治維新の国際舞台』有志舎
- 牛米努 (2019) 「廃藩置県と租税改革」『税大ジャーナル』31 : 1-23
- 内山正熊 (1983) 『神戸事件 : 明治外交の出発点』中公新書
- 上杉聰 (1990) 『明治維新と賤民廃止令』解放出版社

若尾政希（2018）『百姓一揆』岩波新書

山田盛太郎（1934）『日本資本主義分析』岩波書店

山内進（1996）「明治国家における『文明』と国際法」、『一橋論叢』115（1）：19-40

[備考] 本稿は、JSPS 科研費 20K06284 の助成を受けたものである。